

投資一任業者に対する一斉調査(これまでの第2次調査の内容)

金融庁では、現在、投資一任業者に対する一斉調査を行っており、平成24年4月6日には第1次調査の結果を公表するとともに、様々な観点から絞り込んだ投資一任業者に対して、第2次調査において、より深度ある調査を開始しました。

今般、第2次調査において優先的な調査の対象先とした投資一任業者から提出された資料及びヒアリング等により、現時点で把握している内容を公表いたします。(現時点での速報値であり、今後、精査することにより修正があり得ます。)

なお、第2次調査における報告内容、ヒアリングの内容、業者名や一斉調査を踏まえて順次実施される検査対象先など調査対象業者の風評被害につながりかねない事項については、公表の対象から除外しています。

また、金融庁では、今後も引き続き、第2次調査において優先的な調査の対象先とならなかった業者も含め、逐次、ヒアリングを行うなど、これまでの調査において把握したリスクに応じて、調査を継続していく予定です。

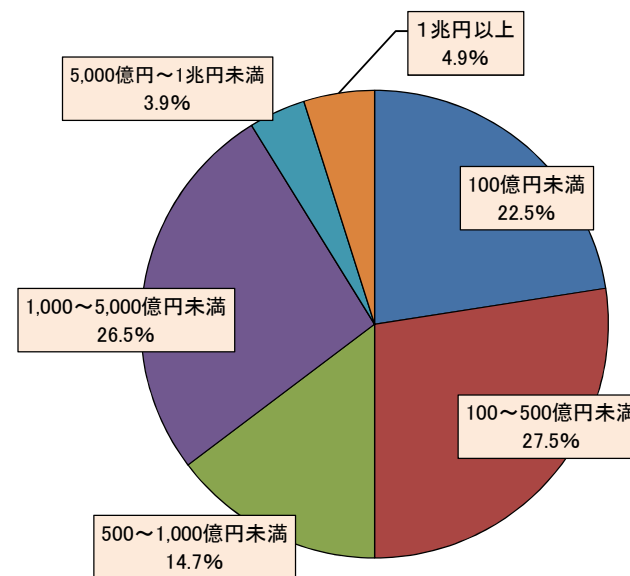
1. 第2次調査における優先的な調査の対象先の概要

第2次調査における優先的な調査の対象先は、第1次調査における運用に占める年金の受託比率の状況、外部監査の状況等の結果を踏まえ選定(絞り込み)。

(1) 運用資産総額の状況

調査対象先とした投資一任業者の運用資産総額の状況は、以下のとおり。

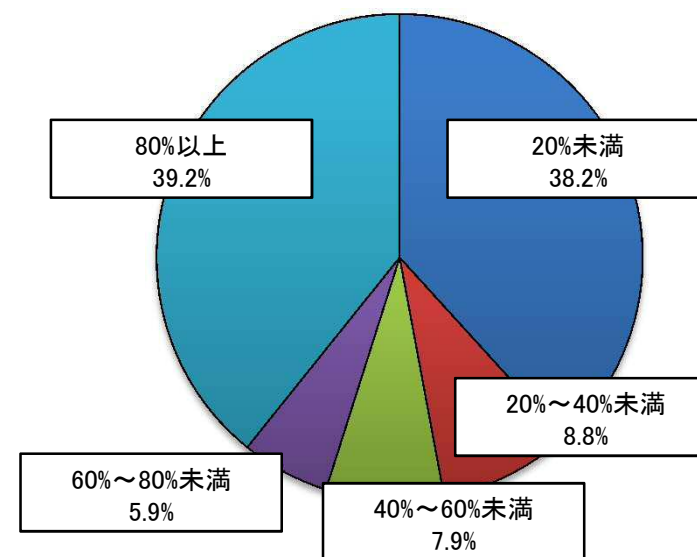
| 運用資産総額 | 業者の割合 |
|-------------------|-------|
| 100億円未満 | 22.5% |
| 100億円～500億円未満 | 27.5% |
| 500億円～1,000億円未満 | 14.7% |
| 1,000億円～5,000億円未満 | 26.5% |
| 5,000億円～1兆円未満 | 3.9% |
| 1兆円以上 | 4.9% |



(2) 運用資産額に占める年金の受託比率状況

調査対象先とした投資一任業者の運用資産総額に占める年金の受託比率の状況は、以下のとおり。

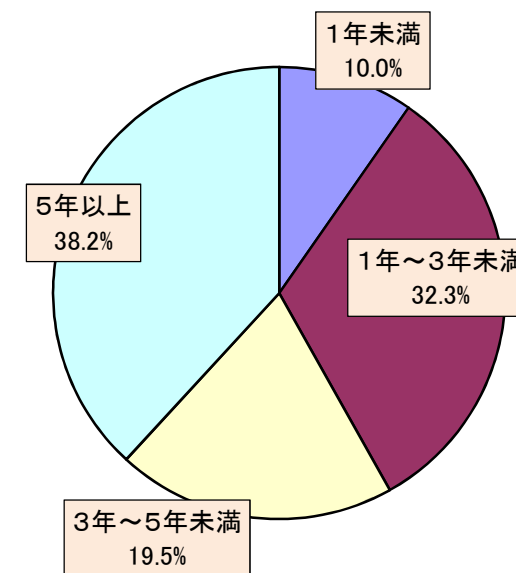
| 年金の受託比率 | 業者の割合 |
|-----------|-------|
| 20%未満 | 38.2% |
| 20%～40%未満 | 8.8% |
| 40%～60%未満 | 7.9% |
| 60%～80%未満 | 5.9% |
| 80%以上 | 39.2% |



(3) 投資一任契約締結後の経過年数の状況

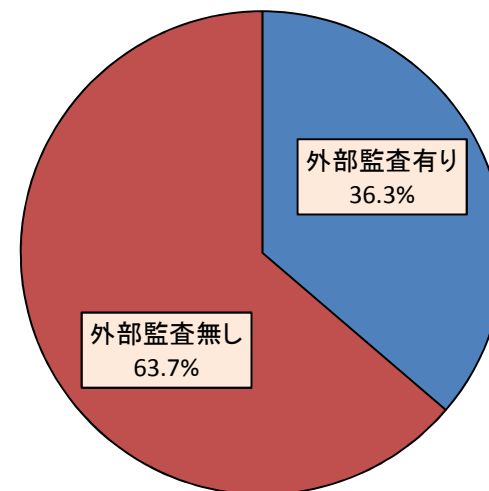
調査対象とした投資一任業者が締結する投資一任契約の契約締結後の経過年数の状況は、以下のとおり。

| 契約期間 | 契約の割合 |
|---------|-------|
| 1年未満 | 10.0% |
| 1年～3年未満 | 32.3% |
| 3年～5年未満 | 19.5% |
| 5年以上 | 38.2% |



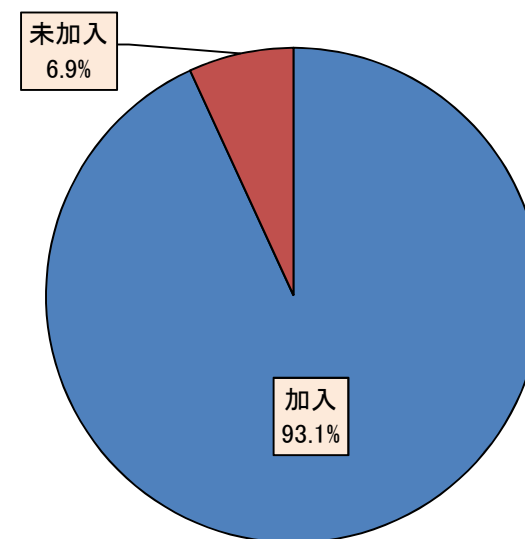
(4) 外部監査の状況

調査対象先とした投資一任業者のうち、外部監査(業務監査)を受けている投資一任業者の割合は36.3%。



(5) 自主規制機関への加入状況

調査対象先とした投資一任業者のうち、自主規制機関である一般社団法人 日本投資顧問業協会に加入している投資一任業者の割合は93.1%。

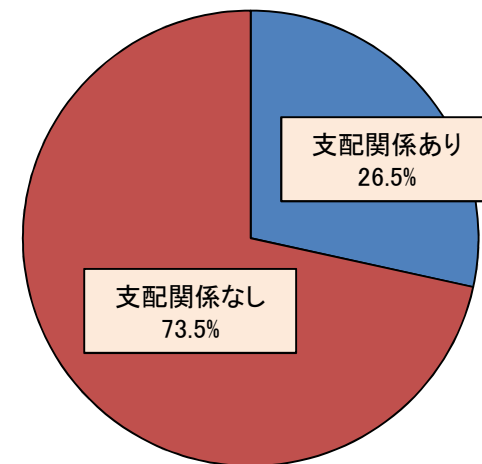


2. 第三者によるチェック機能

(1) 外国籍ファンド等の管理・運営

顧客の運用資産に組み入れられる外国籍ファンド等を管理・運営する管理会社との間に支配関係がある投資一任業者の割合は26.5%。

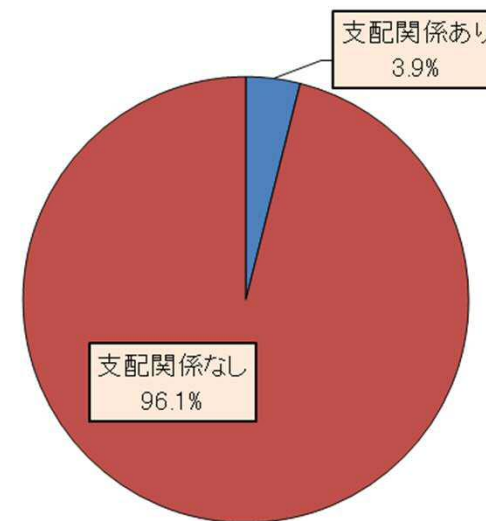
⇒ 投資一任業者と管理会社が支配関係にある外国籍ファンド等は一定程度存在。



(2) 外国籍ファンド等の基準価額(※一口あたりの純資産価値)

基準価額を算出するアドミニストレーターとの間に支配関係がある投資一任業者の割合は3.9%。

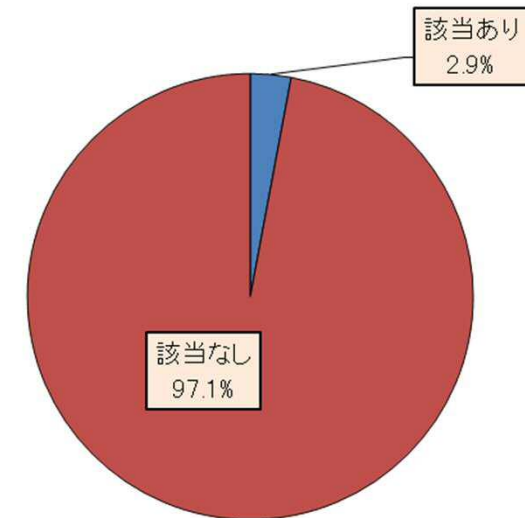
⇒ 大多数の場合において、投資一任業者から独立した立場にあるアドミニストレーターが基準価額を算出。



(3) 運用資産の保有名義

外国籍ファンド等の保有名義が、顧客自身または信託銀行の名義ではなく、証券会社の名義となっている投資一任業者の割合は2.9%。

⇒ 大多数の場合において、顧客自身または信託銀行の名義となっている。



(注) 支配関係とは、主要株主との資本関係、親会社を通じたグループ関係にある会社による実質支配、人的支配等を指す。

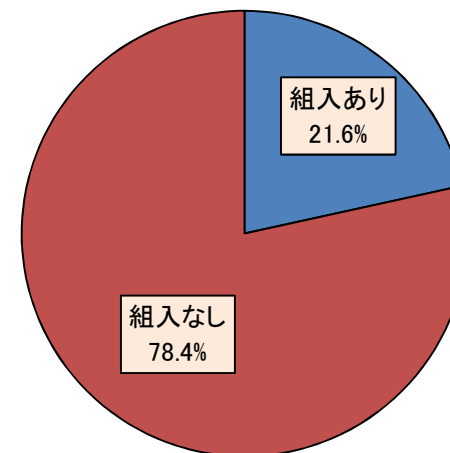
(注) 投資一任業者の割合とは、第2次調査において優先的な調査の対象先とした投資一任業者に占める該当者数の比率である。(全項目共通)

3. 運用の状況

(1) 集団投資スキームを組み入れた運用

⇒ 顧客の運用資産に集団投資スキームを組み入れている投資一任業者の割合は21.6%。

(注) 集団投資スキームとは、他者から金銭などの出資・拠出を集め、当該金銭を用いて何らかの事業・投資を行い、その事業から生じる収益等を出資者に分配するような仕組み。
(例) 民法上の組合契約、投資事業有限責任組合契約等



(2) 未公開株を組み入れた運用

⇒ 顧客の運用資産に未公開株を組み入れている投資一任業者の割合は9.8%。

